

保発 0401 第 10 号
令和 4 年 4 月 1 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和 2 年度以降に実施した
特定健康診査等の実施状況に関する結果について」の一部改正について

今般、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令(令和 4 年厚生労働省令第 76 号)及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項の一部を改正する件(令和 4 年厚生労働省告示第 150 号)が公布され、本日から施行することとされたところです。

これに伴い、「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和 2 年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」(令和 2 年 3 月 31 日付保発 0331 第 4 号厚生労働省保険局長通知)の一部を別紙新旧対照表のとおり改め、本日より適用することとするため、管内の市町村、広域連合及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のなきようお願いいたします。

(別紙)

保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和2年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について(令和2年3月31日付保発0331第4号厚生労働省保険局長通知) 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後(新)	改正前(旧)
<p data-bbox="96 343 1115 430">保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和2年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について</p> <p data-bbox="96 486 1115 1396"><u>保険者(健康保険組合、共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成19年政令第325号)第25条の3第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合をいう。以下同じ。)</u>は、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成19年厚生労働省令第140号。以下「算定省令」という。)第44条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項(平成20年厚生労働省告示第380号。以下「算定告示」という。)の規定により、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第18条第2項に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。)の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項の報告(以下「法定報告」という。)を行わなければならないとされています。この報告に関して保険者が提出すべき情報の詳細な内容は、下記のとおりですので、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のなきようお願いいたします。</p> <p data-bbox="145 1404 235 1439">(略)</p>	<p data-bbox="1120 343 2145 430">保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する令和2年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について</p> <p data-bbox="1120 486 2145 1204">保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令(平成19年厚生労働省令第140号。以下「算定省令」という。)第44条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第44条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項(平成20年厚生労働省告示第380号。以下「算定告示」という。)の規定により、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「法」という。)第18条第2項に規定する特定健康診査等をいう。以下同じ。)の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項の報告(以下「法定報告」という。)を行わなければならないとされています。この報告に関して保険者が提出すべき情報の詳細な内容は、下記のとおりですので、管内の市町村及び関係団体等への周知とともに、実施に遺漏のなきようお願いいたします。</p> <p data-bbox="1164 1404 1254 1439">(略)</p>

<p>本通知は令和4年4月1日から適用します。ただし、令和2年度分の法定報告（令和3年11月1日までに実施する法定報告）については、なお従前の例によることとします。</p> <p>(略)</p>	<p>本通知は令和2年4月1日から適用します。これに伴い、平成29年10月30日付け保発1030第8号厚生労働省保険局長通知「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する平成30年度以降に実施した特定健康診査等の実施状況に関する結果について」は、令和2年3月31日をもって廃止します。ただし、令和元年度分の法定報告（令和2年11月1日までに実施する法定報告）については、なお従前の例によることとします。</p> <p>(略)</p>
<p>第1 基本的事項</p> <p>一 提出方法及び提出様式</p> <p>1 提出方法</p> <p>保険者は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項（算定告示において規定する事項）を、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と支払基金が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により、当該年度の翌年度の11月1日までに報告すること。</p> <p>2 提出に用いる様式</p> <p>算定告示において規定する事項の内容の詳細については、別紙のとおりとする。なお、別紙における別表6「特定健診等の実施及びその成果の集計情報ファイル（以下「集計情報ファイル」という。）」の作成に当たっては、第2を参考とすること。</p>	<p>第1 基本的事項</p> <p>一 提出方法及び提出様式</p> <p>1 提出方法</p> <p>保険者（国民健康保険にあっては、市町村（特別区を含む。）以下同じ。）は、支払基金に対し、毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として厚生労働大臣が定める事項（算定告示において規定する事項）を、電子情報処理組織（保険者が使用する電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と支払基金が使用する電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法又は当該事項を記録した光ディスクその他の電磁的記録を提出する方法により、当該年度の翌年度の11月1日までに報告すること。</p> <p>2 提出に用いる様式</p> <p>算定告示において規定する事項の内容の詳細については、<u>保険者の種別に応じて別紙のとおりとする</u>。なお、別紙における別表6「特定健診等の実施及びその成果の集計情報ファイル（以下「集計情報ファイル」という。）」の作成に当たっては、第2を参考とすること。</p>
<p>第3 特定健康診査等の実施及びその成果に関する事項</p> <p>二 特定健診情報ファイル</p>	<p>第3 特定健康診査等の実施及びその成果に関する事項</p> <p>二 特定健診情報ファイル</p>

3 受診者情報
(削除)

- 保険者番号
- 被保険者証等記号
- 被保険者証等番号
- 枝番
- 氏名

対象者の保険者番号、被保険者証等記号、被保険者証等番号、枝番及び氏名を記録する。

3 受診者情報

— 整理用番号

個人情報保護と、特定健康診査に関する記録の効果的な活用とを両立するため、氏名や被保険者の記号・番号等個人が特定される情報を削除し、代わりに整理用番号を付番する。

当該整理用番号は、氏名や被保険者の記号・番号、生年月日等から作成されるものであり、加入する保険者を異動した場合も考慮し作成される。

この付番ルール等については、整理用番号から個人が特定されないよう非公開とするため、各保険者は、国が作成する最新の付番用のソフトウェアを用いて整理用番号を記録する。

本項目は、法定報告を匿名で行う市町村国保及び国保組合（以下「原則国保」という。）が作成するファイルにのみ記録する。

- 保険者番号
- 被保険者証等記号
- 被保険者証等番号
- 枝番
- 氏名

健康保険組合、共済組合並びに国民健康保険団体連合会を通さず支払基金に対して直接法定報告を行う一部の市町村国保及び国保組合については、法定報告により提出されたファイルを支払基金において処理し、マイナポータルを用いた本人閲覧の用に供することとされている。その際、閲覧する特定健康診査情報を本人に紐付けるため、保険者番号、被保険者証等記号、被保険者証等番号及び枝番を記録する。

から までの項目は、原則国保が作成するファイルにおいては不要である。

— 生年月日

登録された者が特定健康診査の対象となる年齢であるかの確認等のために記録する。

— 男女区分

別表3参照。

— 資格区分

対象者の強制加入被保険者若しくは強制加入被保険者の被扶養者、任意継続被保険者若しくは任意継続被保険者の被扶養者、特例退職被保険者若しくは特例退職被保険者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者の別を明らかにするため、特定健康診査を受診した時点における資格区分を記録する。

— 郵便番号

— 住所

対象者の住所地（原則は、特定健康診査を受診した時点での住所地となる）の住所及び郵便番号を記録する。

保険者が委託により特定健康診査を実施している場合は、その委託先機関から保険者がその結果を受領する際に、各機関において受診者の住所や郵便番号が記録されているので、そのまま提出することとなる。

保険者自身で特定健康診査を実施した場合や、償還払いにより加入者から特定健康診査に関する記録の写しを受領する場合、あるいは他の健康診断に関する記録の写しを受領する場合は、保険者において管理している加入者の住所情報（毎年の提出時までには住所管理を終えること）を用いるか、あるいは受診

— 生年月日

登録された者が特定健康診査の対象となる年齢であるかの確認等のために記録する。

— 男女区分

別表3参照。

— 資格区分

対象者の強制加入被保険者若しくは強制加入被保険者の被扶養者、任意継続被保険者若しくは任意継続被保険者の被扶養者、特例退職被保険者若しくは特例退職被保険者の被扶養者又は国民健康保険の被保険者の別を明らかにするため、特定健康診査を受診した時点における資格区分を記録する。なお、市町村国保の場合は、提出を必須とはしないこととする。

— 郵便番号

— 住所

対象者の住所地（原則は、特定健康診査を受診した時点での住所地となる）の住所及び郵便番号を記録する。

保険者が委託により特定健康診査を実施している場合は、その委託先機関から保険者がその結果を受領する際に、各機関において受診者の住所や郵便番号が記録されているので、そのまま提出することとなる。

保険者自身で特定健康診査を実施した場合や、償還払いにより加入者から特定健康診査に関する記録の写しを受領する場合、あるいは他の健康診断に関する記録の写しを受領する場合は、保険者において管理している加入者の住所情報（毎年の提出時までには住所管理を終えること）を用いるか、あるいは受診

<p>者本人から収集し記録する。</p> <p>4 受診券情報 特定健診情報ファイルと特定保健指導情報ファイルを受診者（利用者）で紐付けするために受診券整理番号の欄を設けている。</p> <p>保険者が委託により特定健康診査を実施し、集合契約等により受診券を発券している場合は、その委託先から保険者がその結果を受領する際に各機関にてその番号を記録されていることから、そのまま提出することとなる。</p> <p>受診券が発券されていない場合(保険者自身で特定健康診査を実施した場合や、償還払いにより加入者から特定健康診査に関する記録の写しを受領する場合、あるいは他の健康診断に関する記録の写しを受領する場合等)は、新たに付番(受診券番号の発番ルールに基づき空き番号を付番)して記録するか、付番せず空欄とする。</p>	<p>者本人から収集し記録する。<u> </u>の項目は、原則国保が作成するファイルにおいては不要である。</p> <p>4 受診券情報 特定健診情報ファイルと特定保健指導情報ファイルを受診者（利用者）で紐付けするために受診券整理番号の欄を設けている。</p> <p>保険者が委託により特定健康診査を実施し、集合契約等により受診券を発券している場合は、その委託先から保険者がその結果を受領する際に各機関にてその番号を記録されていることから、そのまま提出することとなる。</p> <p>受診券が発券されていない場合(保険者自身で特定健康診査を実施した場合や、償還払いにより加入者から特定健康診査に関する記録の写しを受領する場合、あるいは他の健康診断に関する記録の写しを受領する場合等)は、新たに付番(受診券番号の発番ルールに基づき空き番号を付番)して記録するか、付番せず空欄とする。<u>空欄とする場合は、受診券整理番号に変わる紐付け用の番号が必要となるため、整理用番号にて紐付けを行う。</u></p>
<p>第3 特定健康診査等の実施及びその成果に関する事項</p> <p>三 特定保健指導情報ファイル</p> <p>3 利用者情報 (削除)</p> <p>— 保険者番号</p> <p>— 被保険者証等記号</p> <p>— 被保険者証等番号</p> <p>— 枝番</p> <p>— 氏名</p> <p>— 生年月日</p>	<p>第3 特定健康診査等の実施及びその成果に関する事項</p> <p>三 特定保健指導情報ファイル</p> <p>3 利用者情報</p> <p>— <u>整理用番号</u></p> <p>— 保険者番号</p> <p>— 被保険者証等記号</p> <p>— 被保険者証等番号</p> <p>— 枝番</p> <p>— 氏名</p> <p>— 生年月日</p>

__ 男女区分

__ 資格区分

二の3における各項目と同様の記載とする。

__ 郵便番号

(略)

4 利用券情報

利用券整理番号

(略)

特定健診受診券整理番号

特定健診情報ファイルと特定保健指導情報ファイルを受診者(利用者)で紐付けするためにこの欄を設けている。

__ 男女区分

__ 資格区分

二の3における各項目と同様の記載とする。

なお、同様に から までの項目は、原則国保が作成するファイルにおいては不要である。

__ 郵便番号

(略)

4 利用券情報

利用券整理番号

(略)

特定健診受診券整理番号

特定健診情報ファイルと特定保健指導情報ファイルを受診者(利用者)で紐付けするためにこの欄を設けている。

二の4の「受診券情報」に示したように、空欄となる場合は、受診券整理番号に変わる紐付け用の番号が必要となるため、整理用番号にて紐付けを行う。

別紙2

保険者から社会保険診療報酬支払基金への実績報告のためのファイル仕様

1 特定健診・特定保健指導情報の交換用基本情報ファイル(1送信あたり1ファイル。)

ファイルの記録内容	フィールド名称	(略)	記録内容	(略)
特定健診・特定保健指導の交換用情報	(略)			
	実施区分	(略)	国(支払基金)への実施結果報告:「5」を記録	(略)
	(略)			

別紙2

保険者から社会保険診療報酬支払基金への実績報告のためのファイル仕様 (匿名化前)

1 特定健診・特定保健指導情報の交換用基本情報ファイル(1送信あたり1ファイル。)

ファイルの記録内容	フィールド名称	(略)	記録内容	(略)
特定健診・特定保健指導の交換用情報	(略)			
	実施区分	(略)	国(支払基金)への実施結果報告(匿名化前):「5」を記録	(略)
	(略)			

2 特定健診情報ファイル(1 健診結果あたり 1 ファイル。1 送信あたり複数ファイル。)

ファイルの記録内容		フィールド名称	(略)	備考
特定健診 情報	(略)			
	受診者情報	整理用番号 1	(略)	保険者での設定は不要
		整理用番号 2	(略)	
		整理用番号 3	(略)	
		整理用番号 4	(略)	
		整理用番号 5	(略)	
	(略)			
(略)				

3 特定保健指導情報ファイル(1 保健指導結果あたり 1 ファイル。1 送信あたり複数ファイル。)

ファイルの記録内容		フィールド名称	(略)	備考
特定保健 指導情報	(略)			
	利用者情報	整理用番号 1	(略)	保険者での設定は不要
		整理用番号 2	(略)	
		整理用番号 3	(略)	
		整理用番号 4	(略)	
		整理用番号 5	(略)	
	(略)			
(略)				

別表 1 種別コード

コード名	コード	内容	備考
種別コード	(略)		
	10	保険者から国(支払基金)	実施結果報告

2 特定健診情報ファイル(1 健診結果あたり 1 ファイル。1 送信あたり複数ファイル。)

ファイルの記録内容		フィールド名称	(略)	備考
特定健診 情報	(略)			
	受診者情報	整理用番号 1	(略)	保険者から社会保険診療報酬 支払基金(匿名化済の場合) 社会保険診療報酬支払基金か ら国に送付する時のみ使用
		整理用番号 2	(略)	
		整理用番号 3	(略)	
		整理用番号 4	(略)	
		整理用番号 5	(略)	
	(略)			
(略)				

3 特定保健指導情報ファイル(1 保健指導結果あたり 1 ファイル。1 送信あたり複数ファイル。)

ファイルの記録内容		フィールド名称	(略)	備考
特定保健 指導情報	(略)			
	利用者情報	整理用番号 1	(略)	保険者から社会保険診療報酬 支払基金(匿名化済の場合) 社会保険診療報酬支払基金か ら国に送付する時のみ使用
		整理用番号 2	(略)	
		整理用番号 3	(略)	
		整理用番号 4	(略)	
		整理用番号 5	(略)	
	(略)			
(略)				

別表 1 種別コード

コード名	コード	内容	備考
種別コード	(略)		
	10	保険者から国(支払基金)(匿名化前・匿名化済)	実施結果報告

(略)

別表2 実施区分コード

コード名	コード	内容	備考
種別コード	(略)		
	3	予備	
	4	(略)	
	5	国(支払基金)への実施結果報告	
	(略)		

(削除)

(略)

別表2 実施区分コード

コード名	コード	内容	備考
種別コード	(略)		
	3	国(支払基金)への実施結果報告(匿名化済)	
	4	(略)	
	5	国(支払基金)への実施結果報告(匿名化前)	
	(略)		

別紙3

保険者から社会保険診療報酬支払基金への実績報告のためのファイル仕様 (匿名化済)

(略)